平成２９年（フ）第１４３号
青森県平川市尾崎稲元73番地１
債務者　齋藤　　誠
１　決定年月日時　平成30年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８１３号
千葉県柏市手賀の杜５丁目８番地２　ジェンティーレⅠ－203号
債務者　久松　慎吾
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２０号
千葉県松戸市常盤平５丁目12番地の６　第１泉ビル305号
債務者　杉山　英則
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２１号
千葉県松戸市常盤平５丁目12番地の６　第１泉ビル305号
債務者　杉山真理子
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２９号
千葉県松戸市西馬橋２丁目32番地の３
債務者　松居実穂子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３２号
千葉県松戸市栄町６丁目440番地の23　ＲＦ101号
債務者　長友久美子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４６号
千葉県我孫子市中峠2614　介護老人保健施設我孫子ロイヤルケアセンター、住民票上の住所千葉県我孫子市湖北台７丁目22番71号502
債務者　岡田　　實
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８５０号
千葉県野田市堤台83番地　サニーホームズ根岸Ａ－102
債務者　坂齊　博紀
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８５５号
千葉県松戸市栄町６丁目447番地の27
債務者　田原　正子（旧姓米内）
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８５８号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地17棟508号
債務者　山川　健二
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６４号
千葉県松戸市松戸新田390番地の９　サファイアパレス101号
債務者　川瀬　　守
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７０号
千葉県松戸市平賀41番地　サンハイムＣ棟102号
債務者　高野　直人
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７１号
千葉県松戸市平賀41番地　サンハイムＣ棟102号
債務者　高野由美子
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８８３号
千葉県柏市高南台３丁目４番地１　リブウェル六高Ａ－201号
債務者　臼井　麻衣
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９０号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町63番地　二十世紀ハイツ102号
債務者　佐野　和正
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４号
千葉県松戸市新松戸１丁目９番地　ジュネパレス新松戸第23―201号
債務者　日下　翔太
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１５号
千葉県松戸市二ツ木1802番地　パームハイツ101号
債務者　渡部　秀夫
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部